

設 計 書

予算項目	【水道事業会計】 給水費-備消耗品費
番号	物品 第19号

課長	課長補佐	係長	副務者	検算	主務者 (監督員)

年度	令和5年度	作成年月日	令和5年9月19日	履行期間	令和6年3月22日 まで
物品名	非常用給水袋購入				
納入場所	秋田市檜山登町12番43号 秋田市上下水道局 川口汚水中継ポンプ場			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国補・県補・[市単]				

費用内訳			業務概要	
	設計額 (円)		非常用給水袋(6リットル用) 2,500袋	
	購入価格			
	消費税等相当額	10%		
	購入費合計			
			【給排水課】	
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

仕 様 書

物 品 名	非常用給水袋購入
購 入 枚 数	2,500 袋
納 入 期 限	令和6年3月22日
納 入 場 所 (指定場所一括納入)	〒010-0021 秋田市檜山登町12番43号 秋田市上下水道局 川口汚水中継ポンプ場2F (エレベーター無し)
梱 包	1 梱包ごとに、「令和5年度非常用給水袋・6リットル用」と表示のこと（シール可）
容 量	6リットル
基 本 機 能	手提げ兼背負い型（背負うためのヒモ等が付属のこと）
	水を入れたとき、自立できること
	満水で80Kg以上の荷重を加圧した場合に破損や水漏れしないこと又は1mの高さから落下したときに破損や水漏れしないこと
材 質	袋本体は、ナイロン・ポリエチレンを主体にした多層構造で臭いのつきにくいフィルムであること
袋の表示印刷	「非常用給水袋（受注先の名称可）・6リットル・秋田市上下水道局・使用期限年（西暦）」の文字を印刷のこと
食 品 衛 生 法 の 基 準	製品自体を検体として、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」第3器具及び容器包装Dの2の(1)および(2)の4、ポリエチレンおよびポリプロピレンを主成分とする合成樹脂の器具又は容器包装で規定された項目の規格基準に適合しているものであること
耐 久 性 能	上記の性能基準を10年以上確保できること（未使用時） *当局では、直射日光を避け常温で保管する。
貯 留 水 の 残 留 塩 素 値	非常用給水袋に貯留した水道水について、遊離残留塩素濃度0.1mg/L以上を3日間保つことのできる製品であること